- ・「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年度改定版)別紙」において、平成29年度中に公共施設等運営権(コンセッション)方式の改善等を図ることとされているところ。
- ・これを踏まえ、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」について、管理者等による実施方針の策定から民間事業者選定、実際の事業実施までの各段階において所要の改正をするもの。

1 管理者等による 実施方針策定に 関する改正事項

- ○地方公共団体による運営権 者への出資を必要性がある 場合を除き禁止、出資を行 う場合でも出資額に対し過 大な株主権限の要求を禁止
- ○競争制限的な企業(=業種内で独占・寡占状態の企業)のSPCの構成企業への参加条件を案件毎に検討する旨規定
- ○実施方針、募集要項、財務 諸表等の資料の英語版につ いて、外国企業の応募が想 定される場合には管理者等 で作成することを規定

2 民間事業者選定 手続時に関する 改正事項

- ○<u>管理者側で想定する運営権</u> 対価やVFM (Value For Money) <u>の算定方法を明示</u>
- ○運営権対価算定根拠や デューディリジェンス結果 等、<u>管理者側の各種情報の</u> 積極的な開示を規定
- ○<u>競争的対話で十分に情報交</u> <u>換できるよう回数・期間等</u> 柔軟に設ける旨規定
- ○事業者選定時の<u>審査委員会</u><u>の議事録について</u>、民間事業者のノウハウ等の保護に留意しつつ、<u>原則公開</u>とし、議論を诱明化

3 運営事業期間中 及び終了時に関 する改正事項

- ○投資事業有限責任組合 (LPS)による運営権者の 議決権株式取得のルールを 明確化
- ○運営権対価の支払いにつき 一括払いの検討を規定
- ○瑕疵担保や運営権の取消し、 株式譲渡などの際の管理 者・運営権者間の<u>リスク分</u> 担のあり方や手続きの例を 提示
- ○管理者・運営権者・第三者 それぞれによる<u>複層的なモ</u> ニタリングの実施とその結 果の公表を規定